

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止

(休業)の要請を行った施設について

石川県では、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策として、令和2年4月21日から休業要請を実施してきました。

令和2年5月9日(土)現在で営業を継続している以下の2店舗について、同日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく、施設の使用停止(休業)の要請を実施したので公表します。

	施設(パチンコ店)の名称	所在地	要請の内容	要請の理由
1	e-Zone金沢店	石川県金沢市 示野町南74	施設の使用 停止(休業)	新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避する必要があるため
2	ジャラン小松店	石川県小松市 平面町ヨ45-1		